

平成 20 年第 2 回大仙市議会定例会会議録第 4 号

平成 20 年 6 月 25 日（水曜日）

議 事 日 程 第 4 号

平成 20 年 6 月 25 日（水曜日）午前 10 時 58 分開議

- | | | |
|------|-----------|--|
| 第 1 | 報告第 10 号 | 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）
（総務委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 2 | 議案第 127 号 | 大仙市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
制定について（総務委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 | 議案第 131 号 | 大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例の一部を
改正する条例の制定について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 4 | 議案第 132 号 | 大仙市八乙女温泉さくら荘設置条例の一部を改正する条例の
制定について（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 5 | 議案第 133 号 | 大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定につ
いて（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 6 | 議案第 142 号 | 大仙市ふるさと応援基金条例の制定について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 7 | 議案第 143 号 | 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設条例の制定につい
て（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 8 | 議案第 144 号 | 大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設条例の制定について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 9 | 議案第 145 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 10 | 報告第 11 号 | 専決処分報告（平成 20 年度大仙市老人保健特別会計補正予
算（第 1 号））（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 11 | 議案第 128 号 | 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決） |

- 第 1 2 議案第 1 2 9 号 大仙市協和自然資源等活用型交流促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 3 4 号 大仙市福祉関係計画審議委員会条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 3 5 号 大仙市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 3 7 号 大仙市立大曲病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 3 8 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 3 9 号 大仙市営野球場条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 4 0 号 大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 4 1 号 大仙市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 4 6 号 大仙市寺館地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 4 9 号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 1 3 0 号 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 1 3 6 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 1 4 7 号 市道の路線の認定及び廃止について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 5 議案第 1 4 8 号 平成 2 0 年度大仙市一般会計補正予算（第 3 号）
（各常任委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 6 議案第 1 5 0 号 平成 2 0 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 7 議案第 1 5 1 号 平成 2 0 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 8 請願第 1 7 号 米価の安定と生産調整に関するについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 9 請願第 1 8 号 国営農業水利事業と地方農政局の存続に関するについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 0 請願第 1 9 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求めるについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 1 陳情第 6 8 号 取り調べの可視化の実現を求めるについて
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 2 陳情第 7 4 号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めるについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 3 陳情第 7 5 号 ハトムギの転作奨励金に関するについて
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 4 陳情第 7 7 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求めるこ二について
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 5 陳情第 6 2 号 内小友宮林一丁内のガードレール更新について
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 6 意見書案第 5 1 号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出について
（質疑・討論・表決）
- 第 3 7 意見書案第 5 2 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
（質疑・討論・表決）
- 第 3 8 意見書案第 5 3 号 取り調べの可視化の実現を求める意見書の提出について
（質疑・討論・表決）

- 第 3 9 意見書案第 5 4 号 米価の安定と生産調整に関する意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 0 意見書案第 5 5 号 国営農業水利事業と地方農政局の存続に関する意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 1 意見書案第 5 6 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 2 意見書案第 5 7 号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 3 意見書案第 5 8 号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第 4 4 決議案第 2 号 仙北地域振興局の存続を求める決議案の提出について
(表 決)
- 第 4 5 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査
- 第 4 6 大仙市東部農業委員会委員の推薦について (表 決)
- 第 4 7 大仙市西部農業委員会委員の推薦について (表 決)
- 第 4 8 議案第 1 5 2 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 議案第 1 5 3 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 議案第 1 5 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 議案第 1 5 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 2 議案第 1 5 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 3 議案第 1 5 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 4 議案第 1 5 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 5 議案第 1 5 9 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)

出席議員（２９人）

１番	大坂義徳	２番	佐藤文子	３番	小山誠治
４番	佐藤隆盛	５番	藤井春雄	６番	杉沢千恵子
７番	佐々木昌志	８番	高橋敏英	９番	
１０番	千葉健	１１番	渡邊秀俊	１２番	金谷道男
１３番	斉藤博幸	１４番	佐々木洋一	１５番	武田隆
１６番	藤田君雄	１７番	菊地幸悦	１８番	佐藤芳雄
１９番	大野忠夫	２０番	大山利吉	２１番	高橋幸晴
２２番	本間輝男	２３番	門脇一男	２４番	橋本五郎
２５番	橋村誠	２６番	佐藤孝次	２７番	鎌田正
２８番	北村稔	２９番	竹原弘治	３０番	児玉裕一

欠席議員（０人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	山王丸愛子	教育長	三浦憲一
代表監査委員	田牧貞夫	総務部長	老松博行
企画部長	小松辰巳	市民生活部長	元吉峯夫
健康福祉部長	岡晴隆	農林商工部長	藤原薫
建設部長	中嶋喜代博	病院事務長	富岡暁雄
水道局長	藤田良雄	教育次長	相馬義雄
教育次長	藤原保子	総務課長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	参事	高橋薫
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主任	菅原直久		

午前 10 時 58 分 開 議

○議長（大坂義徳君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

遅刻の連絡のあったのは、22 番本間輝男君であります。

○議長（大坂義徳君） 本日の議事は、議事日程第 4 号をもって進めます。

○議長（大坂義徳君） 日程第 1、報告第 10 号及び日程第 2、議案第 127 号の 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 29 番竹原弘治君。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 本会議第 3 日に当常任委員会に審査付託となりました事件について、去る 6 月 19 日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

はじめに、報告第 10 号「専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）」につきましては、当局からの報告内容説明に対し、この条例の一部改正のうち、年金からの住民税の天引きに対しては認められない。また、上場株式等の譲渡損配当の損益通算制度は、金融資産を持つ富裕層に対する優遇をむしろ拡大するもので認められないとの反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 127 号「大仙市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、報告第 10 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大坂義徳君） 起立多数であります。よって本件は、承認することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１２７号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第３、議案第１３１号から日程第９、議案第１４５号までの７件を一括して議題といたします。

本７件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

今次定例会、本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る６月１９日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

最初に、議案第１３１号「大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第１３３号「大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第１４４号「大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設条例の制定について」及び議案第１４５号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の４件につきまして、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、本４件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１３２号「大仙市八乙女温泉さくら荘設置条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、委員から「指定管理者制度はこれから増えていくことと思うが、その際の利用料金の設定は上限設定の範囲内であれば指定管理者が任意に決めることができるのか」との質問があり、「条例の範囲内であれば指定管理者が設定できるが、市と協議をして承認を得ることになっている」との答弁がありました。

また、「市が関与しているからといってすべての施設が同一料金で良いのか。施設の

内容に応じた利用料金を設定することは当然のことで、この八乙女温泉さくら荘は他の施設と状況が違うので、経営する人もそのことを加味してやらないと大変だと思う」との意見がありました。

討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１４２号「大仙市ふるさと応援基金条例の制定について」につきましては、委員から「基金条例の第２条は具体的でなく、何でも該当するようなことであるが、寄附する人が使用目的を希望しても良いのか」との質問があり、「今回の基金条例には４つのメニューがあるが、これらを包括して寄附をいただいていくことを考えている。市としては、寄附された方に対して、毎年の使途について説明していく」との答弁がありました。

また、「本当に応援していただくということであれば、事業についてもう少し具体的にアピールするものがあるのも良いのではないかと検討してほしい」との意見がありました。

討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１４３号「大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設条例の制定について」につきましては、委員から、直売所の農林水産直売部門の使用料金を売上額の１５％とした基準及び使途についての質問があり、「１５％の使用料については、施設を管理するための費用としていただいている」との答弁がありました。

ほかに２ないし３の質問がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第１３１号から議案第１４５号までの７件を一括して採決いたします。

本 7 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 7 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本 7 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 10、報告第 11 号から日程第 21、議案第 149 号までの 12 件を一括して議題といたします。

本 12 件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 11 番渡邊秀俊君。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

本会議第 3 日において、当常任委員会に審査付託となりました案件につき、去る 6 月 19 日に常任委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第 11 号「専決処分報告について（平成 20 年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 128 号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 129 号「大仙市協和自然資源等資用型交流促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 138 号「大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」の 2 議案につきましては、関連があるため一括審査いたしました。

当局からの改正内容の説明に対し、質疑において「大盛館を指定管理するに当たって、施設の設置目的に沿った管理をきちんとしていただける団体の有無について調査しているか」との質問があり、当局からは「現在、受け手が予定されている団体等と交渉中であり、ある程度、了解を得ている部分もある。今後、条件等について協議することになるが、今のところは指定管理を受けていただく体制ができているものと考えている」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本 2 議案は原案のとおり可決すべきものと決

した次第であります。

次に、議案第134号「大仙市福祉関係計画審議委員会条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第146号「大仙市寺館地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について」までの7議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、出席委員の一致をもって、本7議案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第149号「大仙市国民健康税条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、質疑において「国保財政の安定化に関して、全国の都道府県、あるいは市町村の中で、国に対して要望や申し入れを行ったところはあるか」との質問があり、当局からは「全国知事会や市長会では、年金徴収の時期なども含めて国に対して要望等は行っている」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、審議の中で、国保財政の安定化については、市長も一般質問の中で「早急に財政を安定させる手立てを講じる必要があり、今後5カ年の計画で急激な負担増とならないような税率設定や、具体的な負担緩和策などを検討していきたい」と答弁しているように、国保を取り巻く状況が非常に厳しく、市の財政だけでは到底やっていけないというのは議員・当局ともに共通の認識ではあるが、それで今すぐにどう動くかということではなく、まずはそうした深刻な問題意識をお互いに持ちながら、来年度、あるいは今後の方策について主体的に勉強する機会を設けたり、国や県、あるいは市長会・市議会議長会などに提言や要望を行うなど、教育民生常任委員会だけではなく議会としても何らかのアクションを起こし、この問題について当局と一体となって取り組んでいく必要があるのではないかとこの意見が出されましたことを申し添えておきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君） 【登壇】 私は、議案第138号「大仙市公民館条例の一部改正

案」に反対の立場から討論いたします。

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教育の向上、健康の増進、情操の順化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、市町村が公民館、あるいは分館を設置することになっております。目的に資する各種事業とは、定期講座の開設や討論会、講演会、講習会、実習会、展示会の開催、図書・記録・模型・資料等を備え、利用を図ること。体育、レクリエーションに関する集会を行うこと。各種の団体・機関等の連絡を図ること。住民の集会その他の公共的利用に供することとなっております。教育施設として高い専門性と安定性、継続性の求められる施設であります。これらが指定管理者制度の導入によって維持発展が図られるのかというと、大いに疑問であります。

そもそも指定管理者制度は、規制緩和と公務の市場化、縮小を意図として経費削減が最大の目的で導入されております。市場原理を働かせれば、施設の維持管理経費の削減と住民サービスの向上を同時に達成できるとしておりますが、幅広く教育の向上を目的として使う公民館の事業は無償で行われるものであり、経費の削減を目的とする指定管理者制度においては、事業による収益を得られるものではないことから、単に貸し館事業に陥る危険があり、公民館本来の役割の形骸化につながり、サービスの後退を招くものであると考えます。

また、条例案では指定管理者制度に移行する公民館においては、これまで教育委員会が任命する館長は指定管理者となり、管理業務も利用料金制度の適用も含む、ほぼ管理全体が規定されています。職員においては、公民館職員は教育委員会が任命し、研修も行われるわけですが、指定管理のもとではこうした専門性の育成も期待できません。

これらから言えますことは、施設に対する行政の責任がほとんど曖昧になり、公民館本来の目的や理念が後退し、継続性、安定性、専門性が損なわれることになると思います。

市長は、一般質問への答弁で「あくまで地域の中核的な公民館には導入しない」と明言しておりますが、条例案を見る限り、その歯止めのかかる保証はありません。地域の人口減や高齢化が進むなど、実情に合わせたり、経費削減が前提で一層指定管理者制度の対象公民館・分館が増える可能性があります。深刻な人口減や少子高齢化が進んでいる時だからこそ、各地域の老若男女問わず、地域の社会教育、体育活動に参加でき

るような事業展開を計画し、生き生きとした市民生活、地域の創造をすることこそ大切なのではないのでしょうか。

公民館は市の責任でその活動を充実させることこそが望ましいという立場から、本案には反対するものであります。

以上です。

○議長（大坂義徳君） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第138号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大坂義徳君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第149号について討論の通告がありますので、発言を許します。2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 私は、議案第149号「大仙市国民健康保険税条例の一部改正案」に反対をいたします。

反対理由の第1は、一般質問でも指摘いたしましたように、前期高齢者が世帯主であり、加入者全員が前期高齢者である世帯に対する国保税は、年金から天引きする特別徴収が新設されたことにあります。農家や中小商店の中には、65歳以上の方々の住む世帯がたくさんあります。農業所得が低下し、原油をはじめ物価の上昇が続く中で、年金は正に生活費のほとんどを占めているという世帯が増えております。こうした世帯から有無を言わず年金から徴収をすることは許されません。

理由の第2には、限度額の増税であります。税率の引き下げは据え置きとしたものの、限度額は3万円引き上げられました。各種保険の中でも最も税率負担の高い国保においては、限度額を払える国保世帯は所得は決して高額には及んでおりません。農家の資材経費の一般の値上がりなど負担は大変増えている中で、国保税限度額の増税も問題があります。

いずれも、この2点は国の税制改正に従ったものではありますが、市民の負担を増やすという関係から条例改正案には認められないのです。

以上で討論を終わります。

○議長（大坂義徳君） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１４９号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大坂義徳君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、報告第１１号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１２８号、議案第１２９号、議案第１３４号、議案第１３５号、議案第１３７号、議案第１３９号から議案第１４１号及び議案第１４６号の９件を一括して採決いたします。本９件に対する委員長報告は原案可決であります。本９件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本９件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第２２、議案第１３０号から日程第２４、議案第１４７号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１９番大野忠夫君。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る６月１９日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第１３０号「大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第１３６号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」の２件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１４７号「市道の路線の認定及び廃止について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１３０号及び議案第１３６号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１４７号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第２５、議案第１４８号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長２９番竹原弘治君。

○総務常任委員長（竹原弘治君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第148号「平成20年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入・歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、辺地債についてや職員研修についての質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長30番児玉裕一君。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第148号「平成20年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳入・歳出予算につきまして、委員から、誘致企業対策費に関連して「企業懇話会はふるさと会を通じて対象企業を選定するということだが、現在の誘致企業の方は、この懇話会には参加しないのか」との質問があり、「今回は既に誘致されている企業は対象外としている」との答弁がありました。さらに「そのような懇話会を企画するのであれば、現在の誘致企業の社長さん方を入れて、良い面や悪い面の話を聞くことは説得力があると思うので、ぜひ検討してほしい」との要望がありました。

次に、韓国唐津郡青少年交流事業費につきまして、委員から「唐津郡ではどのような日程で、どういうメニューで交流してくるのか」。また、「訪問する中学生はどのようにして選考するのか」との質問があり、「唐津郡では主にホームステイをしながら学校交流をする予定である」。また、「訪問する中学生については、来年は受け入れ側になるため、その時にメインになり交流する必要があると思われるので、1校から3年生4名、2年生4名の枠組みとした」との答弁がありました。

ほかに企業対策室の今後の活動内容について、観光物産協会等の今後の方向性についてなど2ないし3の質問等もありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 11 番渡邊秀俊君。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 148 号「平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 3 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において、「今回、建設事業費が補正されている大曲中学校屋内体育館の具体的な建設場所と、建設中の授業等への影響について」の質問があり、当局からは、「現在ある体育館、渡り廊下、柔剣道場のうち、体育館については授業や部活動、全国集会等があるため、壊さずに渡り廊下と柔剣道場を取り壊して新たな建設場所を確保し、2 カ年で建設する計画となっている。柔剣道については市内のほかの施設を借りるなどして対応することとし、部活動への支障も最小限にとどめている」との答弁がありました。

また、「廃校となった旧峰吉川小学校の校舎を活用して、市内の文化財資料の保存・展示をするということだが、どのくらいの規模で行うのか」との質問については、各地域に点在している資料館や収蔵施設の老朽化の問題を解決することが始まりであり、大曲民俗資料館以外の各地域の資料館等の施設については、収蔵だけで展示する形の施設ではない。こうした貴重な資料を収蔵するだけではなく、展示して、それを見に来た児童生徒や市民の方々が実際に身に付けたり、活用したりできるような施設にしたいというのが一番の狙いである。学校的な造りであるので、民俗資料館としては使い勝手が良くない部分も若干あるが、展示物の配置を工夫したり、壁を取り壊して広いスペースを確保するなど、大きな予算をかけなくても様々な工夫でよりよい施設ができるのではないかとということで、現在検討中である」との答弁がありました。

そのほか「新しい大曲中学校体育館の規模」や「市内各地域にある資料の全体的な保存、整備、展示計画について」など質疑がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 19 番大野忠夫君。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 148 号「平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 3 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第 148 号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 26、議案第 150 号及び日程第 27、議案第 151 号の 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 11 番渡邊秀俊君。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 150 号「平成 20 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において、「一般財源から国保会計に 2 億円繰り出すというのは、国保加入以外の市民からすれば不公平感があると感じるのではない

か」などの質問があり、当局からは、「今回は緊急避難的な措置と考えており、国保財政の安定化のための支援金的なものとして捉えていただきたい」。また、「一般会計も相当苦しい中での繰り出しということであり、今後の見通しについて、現行の制度の中で最大限どれだけの努力ができるのか、時間をかけて検討していきたい」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１５１号「平成２０年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。２番佐藤文子君。

○２番（佐藤文子君）【登壇】 私は、議案第１５１号「平成２０年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算では、課税限度額を除く税率については据え置きをし、かつ、医療費確保のために一般会計から思い切った繰り入れを行うなど、大変評価をしているところではありますが、議案第１４９号でも申し上げたように前期高齢者の国保税の年金天引き、限度額の引き上げなど認められない予算の編成も組み入れられていることから、本案には反対するものです。

以上です。

○議長（大坂義徳君） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１５１号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大坂義徳君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１５０号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第２８、請願第１７号から日程第３０、請願第１９号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

請願第１７号「米価の安定と生産調整に関することについて」、請願第１８号「国営農業水利事業と地方農政局の存続に関することについて」及び請願第１９号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求めることについて」の３件につきましては、当局から参考意見を求め、慎重に審査した結果、請願者の願意を妥当と認め、本３件は出席委員の一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより請願第１７号から請願第１９号の３件を一括して採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君）　ご異議なしと認めます。よって本３件は、採択することに決しました。

○議長（大坂義徳君）　次に、日程第３１、陳情第６８号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長２９番竹原弘治君。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】　ご報告いたします。

当委員会に審査付託となり、継続審査となっておりました陳情第６８号「取り調べの可視化の実現を求めることについて」は、継続審査という意見もありましたが、裁判員制度が来年５月から実施されることや、冤罪事件を防ぐために警察や検察が行う取り調べの全課程を録画・録音することを、制度として確立することは必要との意見があり、採決の結果、出席委員の多数をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君）　討論なしと認めます。

これより陳情第６８号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（大坂義徳君）　次に、日程第３２、陳情第７４号から日程第３４、陳情第７７号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】　ご報告いたします。

ご報告いたします。

陳情第74号「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについて」及び陳情第77号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求めることについて」の2件につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重審査の結果、陳情者の願意を妥当と認め、採決の結果、本2件は出席委員の一致をもって採択すべきものと決しました。

また、陳情第75号「ハトムギの転作奨励金に関することについて」につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重審査いたしましたが、さらに検討を要するため、賛成多数をもって継続審査すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時49分 休 憩

.....

午前11時51分 再 開

○議長（大坂義徳君） 再開いたします。

○議長（大坂義徳君） これより陳情第74号及び陳情第77号の2件を一括採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第75号についてお諮りいたしま

す。本件については、ただいまの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第３５、陳情第６２号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１９番大野忠夫君。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

継続審査となっておりました、陳情第６２号「内小友宮林一丁内のガードレール更新について」につきましては、現場を調査確認した結果、陳情者の願意を妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（大坂義徳君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより陳情第６２号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第３６、意見書案第５１号から日程第４３、意見書案第５８号までの８件を一括して議題といたします。

意見書案第５３号は総務常任委員長から、意見書案第５１号、意見書案第５２号及び意見書案第５４号から意見書案第５６号までの５件は企画産業常任委員長から、意見書

案第５７号及び意見書案第５８号の２件は杉沢千恵子君ほか２名から、それぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第５１号から意見書案第５８号の８件については、会議規則第３７条第３項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本８件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、意見書案第５１号から意見書案第５６号までの６件については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会に付託はいたしません。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件中、意見書案第５７号及び意見書案第５８号の２件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本２件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第５１号から意見書案第５８号までの８件を一括して採決いたします。本８件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本８件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第５１号から意見書案第５８号までの８件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、

その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４４、決議案第２号を議題といたします。

本件は、議長を除き全議員の提案でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま決議案第２号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４５、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、お手元に配付の会議規則第９７条の規定により、所管事務の調査について、調査が終了するまで継続して調査をいたしたいという申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の所管事務の調査は、閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

お昼になりましたけれども、日程第４７まで進めたいと思いますので、よろしくご協

力願います。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４６、大仙市東部農業委員会委員の推薦について及び日程第４７、大仙市西部農業委員会委員の推薦についての２件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第１２条第１項第２号の規定により、議会推薦の農業委員会委員は、東部及び西部ともに４人とし、推薦の方法は議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって推薦の方法は、議長が指名することに決しました。

はじめに、議会推薦の大仙市東部農業委員会委員に、大仙市大曲福見町９番１１号、池田英子氏。大仙市豊川字八幡２６９番地、長澤勝久氏。大仙市橋本字中井村１４０番地、佐藤文一氏。大仙市太田町国見字碓６０番地、田口雅和氏。

以上、４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました４名を、大仙市東部農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって議長において指名いたしました４名を、大仙市東部農業委員会委員に推薦することに決しました。

次に、議長推薦の大仙市西部農業委員会委員に、大仙市神宮寺字金葛１２７番地、齊藤章氏。大仙市大沢郷宿字椒沢１３０番地、佐々木京子氏。大仙市協和小種字下鏡台１９１番地２、工藤壽次氏。大仙市南外字大畑深山１７１番地、今野純子氏。

以上、４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました４名を、大仙市西部農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって議長において指名いたしました４名を、大仙市西部農業委員会委員に推薦することに決しました。

申し上げます。この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は、午後１時に再開

したいと思います。どうもご苦労様でした。

午後 12 時 01 分 休 憩

.....

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（大坂義徳君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開会いたします。

○議長（大坂義徳君） この際、追加提出議案の取り扱いについて議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩したいと思います。

なお、開会は準備が整い次第、再開したいと思います。よろしくお願いします。

午後 1 時 00 分 休 憩

.....

午後 1 時 45 分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 日程第 48、議案第 152 号及び日程第 49、議案第 153 号の 2 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 【登壇】 議案第 152 号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、当市教育委員会委員の信田健氏の任期が来る平成 20 年 6 月 30 日をもって満了いたしますが、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 153 号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、当市教育委員会委員に保護者枠を新たに設けるため、大仙市教育委員会委員定数条例を制定し、定数を従前の「5 人」から「6 人」に増員しておりますが、当該保護者枠の委員として富樫佳典氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

なお、任命は平成 20 年 7 月 1 日を予定しており、任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 1 条の規定により 4 年とすることとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本２件については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本２件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第１５２号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第１５３号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 日程第５０、議案第１５４号から日程第５２、議案第１５６号までの３件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第１５４号から議案第１５６号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本３案につきましては、当市固定資産評価審査委員会委員である竹内誠一氏、佐藤幸之助氏、佐藤浩康氏の３氏の任期が来る平成２０年６月３０日をもって満了することから、竹内氏につきましては再任し、両佐藤氏につきましては、それぞれ後任として高橋

吉右エ門氏、相良永一氏を新たに選任するため、地方税法第432条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第154号から議案第156号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第154号から議案第156号までの3件を一括して採決いたします。
本3件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、同意することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第53、議案第157号から日程第55、議案第159号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第157号から議案第159号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本3案につきましては、当市人権擁護委員のうち、横山孝氏が去る平成20年4月30日をもって辞任されたこと、また、和田庸子氏と工藤淳志氏の任期が来る平成20年9月30日をもって満了することから、その後任候補者について秋田地方法務局から

依頼がありましたので、和田氏につきましては再推薦し、横山氏と工藤氏につきましては、それぞれ後任として中村和樹氏と佐々木周悦氏を新たに推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第157号から議案第159号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第157号から議案第159号までの3件を一括して採決いたします。
本3件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、同意することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成20年第2回大仙市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 1時53分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

大 坂 義 徳

議 員

千 葉 健

議 員

渡 邊 秀 俊

議 員

金 谷 道 男